

山口市経済対策 第17弾※ 拡充版

【予算規模】 総額 5億5,200万円

1 生活者支援

- (1) 住民税均等割のみ課税世帯への1世帯当たり3万円の「物価高騰対応重点支援給付金」の給付
- (2) 子育て中の住民税均等割のみ課税世帯への児童1人当たり2万円の「物価高騰対応重点支援給付金」の加算給付
- (3) 消費の下支え等を通じた生活者支援
 - ① 住宅リフォーム工事への支援（安心快適住まいる助成事業）
 - ② プレミアム付きクーポンの発行等への支援
- (4) 学校給食食材費の高騰分への対応

2 事業者支援

- (1) 中小企業等の省エネ機器等導入への支援
- (2) 農業者への支援
 - ① 化学肥料からの転換に向けた農業用機械導入等への支援
 - ② スマート農機等の導入への支援

※山口市経済対策第17弾については、令和6年12月23日に公表しています。

令和7年2月10日公表

(1) 住民税均等割のみ課税世帯への1世帯当たり3万円の「物価高騰対応重点支援給付金」の給付

令和6年度補正予算第8号【予算額：108,000千円】

事業内容

国において、エネルギー・食料品等の物価高の影響を特に受けている令和6年度住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付することとされた中で、こうした世帯に準じて、日常生活の経済的負担が増している住民税均等割のみ課税世帯に対して、本市独自の支援制度として、1世帯当たり3万円を給付します。

対象者

令和6年度の住民税が均等割のみ課税世帯
(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く)

給付額

1世帯当たり3万円

給付方法等

原則、プッシュ型方式(申請不要)により、令和7年4月上旬給付予定※ ※補正予算の成立を前提とするもの

担当課：健康福祉部 地域福祉課(電話：083-934-2790)

(2) 子育て中の住民税均等割のみ課税世帯への児童1人当たり2万円の「物価高騰対応重点支援給付金」の加算給付

令和6年度補正予算第8号【予算額：11,000千円】

事業内容

国において、エネルギー・食料品等の物価高の影響を特に受けている子育て中の令和6年度住民税非課税世帯に対し、児童1人当たり2万円を給付することとされた中で、こうした世帯に準じて、日常生活の経済的負担が増している子育て中の住民税均等割のみ課税世帯に対して、本市独自の支援制度として、児童1人当たり2万円を給付します。

対象者

令和6年度の住民税が均等割のみ課税であって、18歳以下の児童がいる世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く）

給付額

児童1人当たり2万円

給付手続

原則、プッシュ型方式（申請不要）により、令和7年4月下旬給付予定※ ※補正予算の成立を前提とするもの

担当課：こども未来部 こども未来課（電話：083-934-2797）

(3) 消費の下支え等を通じた生活者支援

令和6年度補正予算第8号【予算額：231,000千円】

① 住宅リフォーム工事への支援（安心快適住まいの助成事業）【予算額：121,000千円】

事業内容	市民が安心して快適に長く住み続けられる良質な住宅環境づくり（住宅の省エネ化含む）と、リフォームを契機とした市内消費の下支えに向けて、市内施工事業者を利用した市民の住宅リフォーム工事（自己居住）費用の一部について、市内の取扱店で使用できる商品券により支援します。
助成額等	デジタル商品券の場合：対象工事金額の10％（助成金額上限10万円） 紙商品券の場合：対象工事金額の10％（助成金額上限5万円）
申請時期	令和7年5月上旬申請受付を開始予定※ ※補正予算の成立を前提とするもの

② プレミアム付きクーポンの発行等への支援【予算額：110,000千円】

事業内容	物価高が継続する中、市内消費の下支えに向けて、市内の商工団体等が実施するプレミアム付きクーポンの発行に際してかかるプレミアム部分の経費等を支援します。
支援対象	市内商工団体、山口市商店街連合会、市内料飲組合 等
発行方法等	原則、デジタルクーポンによる発行（事務負担等の軽減が図られる場合は、紙による発行も可）

(4) 学校給食食材費の高騰分への対応

令和6年度補正予算第8号【予算額：150,000千円】

概 要

物価高により、市立小・中学校の給食の食材費への影響が生じている中、保護者負担を増やすことなく、子どもたちに安定的に給食を提供するため、引き続き、公費負担による支援を行います。

担当課：教育委員会 教育総務課（電話：083-934-2947）

(1) 中小企業等の省エネ機器等導入への支援

令和6年度補正予算第8号【予算額：10,000千円】

事業内容

電力等のエネルギー価格高騰の影響により厳しい経営状況にある中小企業者等の経営改善に向けた省エネ機器等の導入を支援します。

対象者

市内に事業所を有し、1年以上の事業継続の実績を有する中小企業者等
(中小企業者、中小企業団体、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人)

対象経費

(ア) 省エネ機器の導入経費(以下のa、bのいずれも満たすもの)

a 対象となる省エネ機器(品目)

エアコン、LED照明機器・電球、冷凍・冷蔵庫、温水機器、ショーケース、複写機・複合機・プリンター、ガス調理機器

b 必要とする省エネ性能

トップランナー基準を満たす(省エネ基準達成率100%以上)製品

(イ) 事業用車両(緑・黒ナンバー車に限る)又は自動車運転代行業車両に取り付けるための低燃費タイヤ(エコタイヤ)の導入経費

補助額

上限30万円(補助率(ア)…1/2、(イ)…1/4)

申請時期

令和7年3月中旬申請受付を開始予定※ ※補正予算の成立を前提とするもの

担当課：商工振興部 ふるさと産業振興課(電話：083-934-2719)

(2) 農業者への支援

【予算額：42,000千円】

令和6年度補正予算第8号：30,000千円

令和7年度当初予算：12,000千円

① 化学肥料からの転換に向けた農業用機械導入等への支援

令和6年度補正予算第8号【予算額：20,000千円】

事業内容 化学肥料等の価格が依然として高い水準にある中、堆肥や地域内の有機性資源の活用に取り組む農業者に対して、堆肥等の散布や製造に必要な農業用機械等の導入や、堆肥等の製造や貯蔵に必要な施設等の整備・改修を支援します。

対象者 市内に住所または所在地を有する農業者等

対象経費 ①堆肥等の散布等を目的として使用する機械・機器の導入
②堆肥等を製造・貯蔵する施設等の整備・改修

補助率等 ①補助率 1／2以内（補助上限額500千円）※
※ただし農業法人や認定農業者及び2戸以上の農業者で組織する団体等は補助上限額を3,000千円にかさ上げ
②補助率 1／2以内（補助上限額3,000千円）

担当課：農林水産部 農業振興課（電話：083-934-2817）

② スマート農機等の導入への支援

【予算額：22,000千円】

令和6年度補正予算第8号：10,000千円

令和7年度当初予算：12,000千円

事業内容

資材や燃料費等の高騰の影響により厳しい経営状況にある農業者が、農業生産における省力化を通じた農業経営の効率化や生産性の向上を図るためのスマート農機等の導入を支援します。

対象者

認定農業者等

対象経費

自動操舵システム付きのトラクターやコンバイン、農業用ドローンや水管理システムなど

補助率等

補助率 1／2以内（補助上限額3,000千円）

担当課：農林水産部 農業振興課（電話：083-934-2817）